# 中央大学通信教育部学生会横浜支部規約

中央大学通信教育部は、英吉利法律学校創設当時の校外生制度の伝統を受け継ぎ、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神のもと、法律学を筆頭とする大学教育を社会に開放することを目的として開設された。以来、時代は変われども、共に法を学ぶ人々の溢れる熱意は変わらず、法を知り、法的に思考し、リーガルマインドを活用しながら行動できる「法律家」たる職業人を各界に輩出している。

我々は、いま、中央大学法学部通信教育課程に学ぶ者として、たゆまぬ努力によってこの学びの場を築いてきた先人らに深甚なる敬意と謝意を表するとともに、様々な人生を歩む学生がそれぞれの将来を切り拓いていくために法の理の精華の探求に励むことができるこの学びの場に誇りを持ち、かけがえのない財産として護持し、さらに発展させ、次の時代に受け継いでいくことを決意する。

我々、中央大学通信教育部学生会横浜支部は、共に法を学ぶ絆を重んじ、支え合う、しがらみのない最も新しい学生会支部として、開放的で進取の気風に富む国際都市横浜の地に創設された。以来、中央大学の学風である「質実剛健」を基調とする対面の学習の機会を確保するとともに、「家族的情味」を基調とする相互扶助及び親睦交流の活動を展開し、多くの卒業生を輩出している。

我々は、我々の活動が、我々の活動に参加する者にとって、自主的な学問の研究促進及び学力向上の一助となり、実社会において求められる多面的な法的問題解決能力の涵養につながるとともに、礼節の修得の一助ともなり、品性の陶冶された「法律家」の名に相応しい良質な人間関係を構築する契機ともなって、それぞれの将来において、かけがえのない財産となることを切望する。

我々は、共に法を学ぶ限りにおいて、平等であり、対等である。何人も、入学形態、在籍年次、履修科目、修得単位数、成績、目標のほか、年齢、性別、経歴、身体的特徴、障害の有無、性的指向、家族構成、社会的地位、経済的状況、資格、人種、国籍、宗教、信条、門地その他の属性又はこれに類する一切の事由により、差別されない。我々は、対等の立場において、お互いの個人の尊厳を重んじ、共に法を学ぶ機会と自由を保障するとともに、理性と良心を信じ、プライヴァシーを尊重し、お互いに博愛と寛容と人道の精神をもって支え合い、交流を深め、特性や人格を伸ばし合うことを約束する。

我々は、共に法を学ぶ学生会支部として、学問の自由を享受する。何人も、共通の利益及び公の秩序並びに他人の権利を侵害しない限りにおいて、排除されない。我々は、法令に基づき私学助成を受けている大学から補助を受けることに鑑み、何よりも中立性と独立性を確保するとともに、法令、学則等を遵守し、高い倫理感により自らを律し、適正な会計と情報の管理を徹底し、公平で透明性の高い運営に努め、明朗で健全な環境を確保することによって、一期一会を大切にするネットワーク・ハブとしての機能を深化させ、全国最大の「選ばれる学生会支部」としていくことを宣言する。

そもそも、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的な価値観が共有されている社会において、法は、市民のものである。我々は、良き市民として、初心を忘れずに「法律家」たる職業人を目指すことを誓い、ここに、我々の最高規範として、この規約を制定する。

## 第１章　総則

（名称）

**第１条**　本支部は、中央大学通信教育部学生会横浜支部と称する。

（所在）

**第２条**　本支部は、主たる事務所を支部長たる理事の住所地に置く。

**２**　本支部は、理事会の決議によって、従たる事務所を任意の住所地に置くことができる。

（支部旗）

**第３条**　本支部は、中央大学通信教育部から支部旗の貸与を受ける。

**２**　支部長たる理事は、善良な管理者の注意を以て、支部旗を保管する義務を負う。

**３**　支部長たる理事は、本支部の活動を行う場合においては、支部旗を掲揚しなければならない。但し、掲揚する場所がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（目的）

**第４条**　本支部は、中央大学通信教育部学生会の本旨に則り、支部員の学問の研究促進及び学力向上を図るとともに、支部員相互の親睦交流を深め、以て支部員の中央大学法学部通信教育課程卒業に至る迄の学生生活を円滑かつ快適ならしめることを目的とする。併せて、通信教育制度の啓発に努め、その質的向上に係る施策に参与し、以て中央大学法学部通信教育課程の振興に貢献することを目的とする。

（活動）

**第５条**　本支部は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

**(1).**　学習会

**(2).**　懇親会及びランチミーティング

**(3).**　教員招請行事

**(4).**　学生会文庫

**(5).**　研究会

**(6).**　講演会

**(7).**　学習相談

**(8).**　学習ガイダンス

**(9).**　中央大学通信教育部の施策への協力

**(10).**　その他、理事会の決議によって指定するもの

**２**　前項各号に掲げる活動には、他の学生会支部、他の学生団体、学員会（支部及びその分会を含む。）又は中央大学からの委託、要請又は共同実施の提案を受けて本支部が主催、共催、協賛、協力又は後援するものを含む。但し、学員会を除く学外団体が関与するものについては、この限りでない。

**３**　本支部は、本支部の活動及び業務を適正かつ円滑に遂行するために、情報基盤を活用する。

**４**　本支部は、本支部の活動及び業務を適正かつ円滑に遂行するために、正当な調査を実施し、必要な情報の収集に努めるとともに、保有する情報を適正に管理するものとする。

（参加制限）

**第 6 条**　理事又は参事は、次の各号の一に該当する者に対し、前条第 1 項各号に掲げる活動への参加及び前条第 3 項に規定する情報基盤の利用を制限することができる。

**(1).** セクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他一切のハラスメント行為をした者

**(2).** 暴力団、極左暴力集団、カルト宗教団体、テロ組織その他一切の反社会的勢力に関係する者

**(3).** 危険物、毒物、劇物、凶器その他一切の人の生命に危険を及ぼし得る物品を携帯している者

**(4).** 人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の患者又はその所見がある者

**(5).** 活動に参加する者以外の人、又は動物（身体障害者補助犬を除く。）を同伴している者

**(6).** 泥酔者、汚物等を携帯している者、不潔な服装をした者等であって、他の人の迷惑となる者

**(7).** 政党又は政治的目的のために、本支部において内規で定める政治的行為をした者

**(8).** 宗教又は宗教的目的のために、本支部において内規で定める宗教的行為をした者

**(9).** 企業又は営業的目的のために、本支部において内規で定める営業的行為をした者

**(10).** 法令、学則等の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれのある者

**(11).** 受動喫煙を拒否する権利を行使する者が存在する場所において喫煙した者

**(12).** 中央大学ソーシャル・メディア・ガイドラインに反する行為をした者

**(13).** 弁護士又は隣接法律専門職を業とする者であって、業務停止の懲戒の処分を受けた者

**(14).** 中央大学において訓告、停学又は退学の処分を受けた者

**(15).** 中央大学の授業又は試験において妨害又は不正の行為をし、退出を命じられた者

**(16).** 他の学生会支部において除名され、又はこの規約の趣旨に反する行為をした者

**(17).** 本支部において支部員若しくは賛助支部員の資格を停止され、又は本支部から除名された者

**(18).** 本支部において知り得た情報を漏洩し、又は不正の目的に使用するおそれのある者

**(19).** 本支部の名誉若しくは信用を毀損し、又は本支部の活動を妨げる行為をした者

**(20).** 本支部の活動の参加費を納めない者、又は申込みをした活動に参加しなかった者

**(21).** 本支部に虚偽の届出を行い、若しくは変更の届出を怠った者、又は学生証等を提示しない者

**(22).** 質問の繰り返し、不規則発言又は粗野若しくは乱暴な言動によって活動の進行を妨害した者

**(23).** 理事又は参事の許可なく次の行為をした者、又はするおそれのある者

① 学習会講師又は教員招請行事における教員に対し、合理的範囲を超える負担を要求する行為

② 理事、参事、監事又は学習相談員に対し、合理的範囲を超える負担を要求する行為

③ 他の団体の勧誘活動、署名活動、演説、貼紙、物品又は文書の配布その他これに類する行為

④ 録音、録画、撮影その他これに類する行為、及び当該行為の結果等を発信する行為

⑤ 電子機器類の操作等を行い、鳴動させ又は通話し、他の人の迷惑となる音を発生させる行為

**(24).** 本支部の活動の安全及び秩序を維持するための理事又は参事の指示に従わない者

**(25).** 事前の申込みを要する活動において当該申込みを怠った者

**(26).** 定員が設定されている活動において定員を超える申込みをした者、又は選抜に漏れた者

**2**　理事又は参事は、前項各号の一に該当する者、又はそのおそれのある者に対し、本支部の活動及び業務の範囲において、一定の作為又は不作為を求めることができる。

**3**　理事又は参事は、前各項の規定を濫用してはならない。

**4**　理事又は参事は、第 1 項の規定を適用する場合は、予め、他の理事又は参事と可能な限りにおいて協議するとともに、適用したときは、速やかに理事会に報告しなければならない。

（守秘義務等）

**第 7 条**　理事、参事、監事、学習相談員又はこれらの地位にあった者は、その地位において知り得た人の秘密を漏らし、又は本支部の目的及び活動以外の用途に利用してはならない。

**2**　前項の規定は、次の各号の一に該当する場合は、適用しない。

**(1).**　既に生じ、又はまさに生じようとしているハラスメントの事実を報告するとき

**(2).**　既に生じ、又はまさに生じようとしている不正行為の事実を報告するとき

**(3).**　前条第 1 項各号の一に該当する者に関する事実を中央大学に報告するとき

**(4).**　前各号について、他の学生会支部又は学員会（支部及びその分会を含む。）と共有するとき

**(5).**　人の生命、身体及び財産等に対する危険があり、緊急の必要性があるとき

**(6).**　その他、正当な事由があるとき

（講師）

**第 8 条**　理事は、講師を委嘱する場合は、中央大学法学部、中央大学大学院法学研究科又は中央大学大学院法務研究科のいずれかに学生又は専任教員として在籍した経歴を有し、中央大学法学部通信教育課程を熟知し、共に学ぶ熱意を有し、かつ、次の各号の一に該当する者を選任しなければならない。

**(1).**　中央大学通信教育部インストラクター又はその経験を有する者

**(2).**　高等教育機関において准教授以上の職階を有する者

**(3).**　法曹となる資格を有する者又は司法試験合格者

**(4).**　弁理士となる資格を有する者

**(5).**　司法書士となる資格を有する者

**2**　前項の規定は、講演会を除く本支部の活動における講師の委嘱について、これを適用する。

**3**　前各項に規定する委嘱は、理事会の決議によらなければならない。

**4**　講師の教授の自由は、これを保障する。何人も、これを侵すことはできない。

**5**　中央大学法学部通信教育課程において試験により公平かつ公正な成績評価を行うべき者は、中央大学通信教育部において決定された教員招請行事を除き、講師を受嘱してはならない。

（不正行為の放棄）

**第 9 条**　本支部は、自由、自主及び自立を基調とする支部員の学問の研究促進及び学力向上を誠実に希求し、不正行為は、学生生活を円滑かつ快適ならしめる手段としては、永久にこれを放棄する。

**2**　本支部は、前項の目的を達するため、中央大学通信教育部所定の学習報告課題の模範解答の頒布その他の不正の活動は、これを行わない。これに反する講義及び演習は、これを認めない。

（収集しない情報）

**第 10 条**　本支部は、次の各号に掲げる情報は、収集しない。

**(1).**　学習会コンテンツ（活動紹介用のもの及びオンライン学習会に関するものを除く。）

**(2).**　中央大学法学部通信教育課程における過去の試験の問題及び面接授業の配布資料

**(3).**　偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いて収集されたことが明らかな情報

**(4).**　本支部の目的及び活動に関連しない個人情報（いわゆるセンシティブ情報を含む。）

**2**　本支部は、支部員が個人として行う情報収集行為について、関知しないものとする。

## 第 2 章　活動

（学習会）

**第 11 条**　本支部は、支部員の学問の研究促進及び学力向上を図ることを目的として、学習会を行う。

**2**　支部員でない者は、聴講生として本支部の学習会に参加することができる。

**3**　本支部は、学習会の全部又は一部について、オンライン学習会（Web 会議システム等を利用して、受講者が、学習会講師による授業を中継した音声付き動画を、授業の行われる教室等以外の場所において視聴し、同時かつ双方向の指導を実施する方式の学習会をいう。）として行うことができる。

（学習会の日時及び会場）

**第 12 条**　本支部は、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律第 3 条各項に規定する休日に学習会を行う。但し、社会情勢等に鑑みてやむを得ないと認められる場合においては、この限りでない。

**2**　本支部は、前項に規定する日の午前 9 時から午後 9 時までの間に学習会を行い、開講時間は原則として各回 3 時間以上とする。但し、理事会の決議によって、これを変更することができる。

**3**　本支部は、神奈川県のうち、横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市、鎌倉市、逗子市及び葉山町のいずれかに所在する公の施設又はこれに準ずる施設を会場として、学習会を行うものとする。

**4**　前項の規定は、オンライン学習会には、適用しない。

（学習会の計画）

**第 13 条**　学習会を担当する理事は、学習会講師並びに理事及び参事の予定、学事日程、時期、会場の予約状況、資格試験日程その他一切の事情を考慮しつつ、最善の計画を立案するものとする。

（学習会における協力義務）

**第 14 条**　学習会を経験する者は、何人も、共に学ぶ者の互助の精神に基づき、学習会の価値の最大化並びに換気、採光、保温、清潔その他会場の安全及び衛生の維持向上に協力しなければならない。

（学習会の受付）

**第 15 条**　学習会の受付の事務は、理事又は参事が行う。

**2**　学習会に参加する者は、何人も、支部員証、学生証又は写真付きの本人確認書類（官公庁が発行する有効期限内のものに限る。）の原本を提示した上で、受付の手続を経なければならない。

（学習会における講義料）

**第 16 条**　本支部は、学習会講師に対し、謝金と交通費を合算した講義料を、学習会を行う日に、直接通貨によって全額支給する。但し、本支部と学習会講師の間に別段の合意がある場合、オンライン学習会である場合、又は学習会講師から別の方法による支給の要望がある場合であってその方法が合理的であるときは、この限りでない。

**2**　謝金は、理事会の決議によって定める時間単価に、開講時間を乗じて計算する。開講時間は 30 分単位とし、端数は切り上げる。但し、本支部の活動等、学習会講師の責めに帰さない事由によって開講時間を短縮したときは、短縮前の開講時間によって計算することができるものとする。

3　　交通費は、会場への移動が発生した場合に限り、1 日あたり、1,500 円とする。但し、特別の事由があるときは、理事会の決議によって、これを超過する実費とすることができるものとする。

4　　学習会講師は、講義料の支給を受けたときは、原則として、本支部が用意する中央大学通信教育部所定の領収証に署名及び捺印しなければならない。

（懇親会）

**第 17 条**　本支部は、支部員相互及び学習会講師との親睦交流を深めるとともに、支部員の学問の研究促進及び学力向上並びに礼節の修得を目的として、懇親会を行う。

2　　支部員でない者は、聴講生として本支部の懇親会に参加することができる。

3　　懇親会の幹事は、理事、参事又は監事とする。

4　　懇親会の幹事は、第 1 項の目的に鑑みて適切でない場所（公共の場所において客引き行為等をする者又はさせる者が関与する飲食店等を含む。）を懇親会の会場としてはならない。

5　　懇親会の会計は、参加者が公平かつ公正に負担しなければならない。懇親会の会計への一般会計からの補助は、これをしてはならない。なお、第 4 章の規定は、中央大学通信教育部からの助成金の対象となる場合を除き、懇親会の会計には、適用しない。

6　　未成年者又は車両等を運転する予定のある者は、絶対に飲酒をしてはならない。他の参加者は、これらの者に対し、絶対に飲酒を勧めてはならない。

7　　何人も、飲酒の強要、一気飲ませ、意図的な酔い潰し、飲酒しない参加者に対する無配慮な言動、飲酒に起因する迷惑行為その他一切の逸脱行動をしてはならない。

8　　本支部は、懇親会に出席した学習会講師の飲食費の実費について、金 7,000 円を上限として負担することができる。但し、当該負担は当該学習会講師の同意を要するものとする。

（ランチミーティング）

**第 18 条**　本支部は、支部員相互及び学習会講師との親睦交流を深めるとともに、支部員の学問の研究促進及び学力向上並びに礼節の修得を目的として、学習会を行う日にランチミーティングを行う。

2　　ランチミーティングには、懇親会に係る前条第 2 項乃至第 7 項の規定を準用する。この場合において、「懇親会」とあるのは「ランチミーティング」と読み替えるものとする。

3　　本支部は、ランチミーティングに出席した学習会講師の飲食費の実費について、金 2,000 円を上限として負担することができる。但し、当該負担は当該学習会講師の同意を要するものとする。

（教員招請行事）

**第 19 条**　本支部は、支部員相互及び中央大学専任教員との親睦交流を深めるとともに、公平かつ公正な支部員の学問の研究促進及び学力向上並びに礼節の修得を目的として、教員招請行事を行う。

2　　支部員でない者は、聴講生として本支部の教員招請行事に参加することができる。

3　　教員招請行事の責任者は、理事又は参事とし、理事会の決議によって定める。

4　　教員招請行事に参加する者は、何人も、学生が発表及び討論を行った上で指導を仰ぐという教員招請行事の趣旨を理解し、本支部から事前に配布される資料等を熟読するとともに、予習用課題等に真摯に取り組み、期日までにその解答等を提出し、全日程に出席するよう努めるものとする。

5　　教員招請行事には、第 12 条第 1 項、同第 2 項及び第 13 条乃至前条の規定を準用する。この

場合において、「学習会」とあるのは「教員招請行事」と読み替えるものとする。但し、第 16 条の規定は、中央大学通信教育部において決定された教員招請行事においては、準用しない。

**6**　本支部は、横浜市を中心とする広域関東圏（関東甲信越地方全都県及び静岡県とする。）のいずれかに所在する施設を会場として、教員招請行事を行うものとする。

**7**　教員招請行事の参加費は、理事会の決議によって定める。

**8**　本支部は、本条に規定する教員招請行事の全部又は一部について、オンライン教員招請行事（オンライン学習会と同様の方式による教員招請行事をいう。）として行うことができる。

（学生会文庫）

**第 20 条**　本支部は、共に学ぶ者の互助の精神に基づき、支部員その他の者から寄贈を受けた図書等を支部員その他内規で定める者に譲渡することを目的とする学生会文庫を運営することができる。

**2**　学生会文庫を担当する理事は、善良な管理者の注意を以て、学生会文庫に係る図書等を管理し、内規の定めるところにより、その目録を公開しなければならない。

**3**　学生会文庫に係る図書等の収集に際しては、これを購入又は交換してはならない。

**4**　この規約に規定するほか、学生会文庫に関し必要な事項については、内規で定める。

（研究会）

**第 21 条**　支部員は、この規約の範囲において、特定の科目、学問、資格試験、趣味その他一切の事柄について共通の関心を有する支部員が相互に情報を交換し、知識を共有し、議論し、研鑽に励み、又は行動することを目的とする研究会を、本支部において主宰することができる。

**2**　研究会を主宰する支部員は、目的及び活動に照らして必要かつ合理的な範囲において、成績要件、資格要件、入会試験その他の方法によって入会希望者及び継続希望者を選抜することができる。

**3**　研究会を主宰する支部員は、目的、活動、組織、会計及び前項に規定する選抜を行う場合はその方法を記載した規約を予め作成しなければならない。

**4**　研究会を主宰する支部員は、理事の求めがあるときは、速やかに理事会に研究会の活動状況を報告し、又は会計書類を提出しなければならない。会計年度が終了したときも、同様とする。

**5**　研究会の会計は、参加者が公平かつ公正に負担しなければならない。研究会の会計への一般会計からの補助は、これをしてはならない。なお、第 4 章の規定は、研究会の会計には、適用しない。

**6**　研究会の設置及び廃止は、理事会の決議によらなければならない。

（講演会）

**第 22 条**　本支部は、支部員の学問の研究促進及び学力向上を図り、又はその知的好奇心に応えることを目的として、識者を招聘し、講演会を行うことができる。

**2**　支部員でない者は、聴講生として本支部の講演会に参加することができる。

**3**　講演会の責任者は、理事又は参事とし、理事会の決議によって定める。

**4**　第 1 項に規定する招聘は、理事会の決議によらなければならない。

**5**　講演会の参加費は、理事会の決議によって定める。

（学習相談）

**第 23 条**　本支部は、共に学ぶ者の互助の精神に基づく対話を通じて支部員の学問の研究促進及び学力向上を図るとともに、家族的情味に基づく本支部への帰属意識を醸成し、自由、自主及び自立を基調とする人格の完成の一助とすることを目的として、学習相談制度を推進することができる。

**2**　学習相談制度を担当する理事は、学習相談制度の推進に関する適切な目標、手段及び指標を策定し、モニタリング及び評価を行い、運用の継続的な改善に努めるものとする。

**3**　学習相談制度を担当する理事は、学習相談員その他の関係者に対し、より充実した学習相談制度を推進するために必要な範囲において、一定の作為又は不作為を求めることができる。

**4**　この規約に規定するほか、学習相談制度に関し必要な事項については、内規で定める。

（学習相談員）

**第 24 条**　学習相談制度を担当する理事は、学習相談員を委嘱する場合は、この規約の趣旨を理解するとともに、中央大学法学部通信教育課程の基本的な制度等を把握し、責任感及び倫理観を有し、かつ、本支部の学習会を 8 回以上経験している者を選任しなければならない。なお、その者が中央大学法学部通信教育課程に在籍する学生又は卒業生であるときは、単位修得科目の成績評価点数（「A」を 4、「B」を 3、「C」を 2、「D」を 1 とする。但し、2022 年度以降入学生は、「S」を 4、「A」を 3、「B」を 2、「C」を 1 とする。）と単位数の積の総和を単位修得科目の単位数の総和で除した成績評価値が 3.0 以上の者を選任しなければならない。

**2**　学習相談員は、学習相談に参加する者に対し、中央大学法学部通信教育課程における学習に関する相談及び助言を行うものとする。

**3**　学習相談制度を担当する理事は、学習相談員に対し、本支部において充実した学習相談制度を推進するために必要な範囲において、資格、経歴及び属性等に関する情報、並びにその証拠、並びに既に行った個別の学習相談に関する活動報告の提出を求めることができる。

**4**　学習相談員は、原則として、電子メールを用いて対応を行う。但し、学習相談に参加する者の同意のあるときは、電話その他の通信手段を用いて又は対面によって対応を行うことができる。

**5**　学習相談制度を担当する理事は、学習相談員その他の関係者が相互に情報を交換し、知識を共有し、議論し、研鑽に励み、又は行動するためのメーリングリストを運営することができる。

**6**　学習相談員は、正当な理由なく対応を遅延若しくは懈怠し、又は離脱してはならない。

（学習相談への参加）

**第 25 条**　支部員は、学習相談制度の趣旨を理解した者に限り、学習相談に参加することができる。

**2**　学習相談制度を担当する理事及び学習相談員は、学習相談に参加する者に対し、学習相談の対応を行うために必要な範囲において、関連する情報の提供を求めることができる。

**3**　学習相談制度を担当する理事は、学習相談に参加する者の希望条件、資格、経歴及び属性等を考慮し、学習相談制度の目的に照らして全体として最適と判断される割り当てを行うものとする。

（学習ガイダンス）

**第 26 条**　本支部は、支部員、聴講生及び入学を検討している者に対し、本支部の目的及び活動を周知し、相談、助言及び支援の場を提供することによってその学問の研究促進及び学力向上を図り、併せて

本支部の活動の活性化を図ることを目的として、学習ガイダンスを行うことができる。

2　本支部は、中央大学法学部通信教育課程に在籍する学生に対し、学習に関する助言を与えるとともに、本支部の目的及び活動の周知を通じて本支部の活動の活性化を図ることを目的として、中央大学通信教育部主催の学習ガイダンスに参加することができるものとする。

3　本支部は、第1項に規定する学習ガイダンスの全部又は一部について、オンライン学習ガイダンス（オンライン学習会と同様の方式による学習ガイダンスをいう。）として行うことができる。

（中央大学通信教育部の施策への協力）

**第27条**　本支部は、通信教育制度の啓発に努め、その質的向上に係る施策に参与し、以て中央大学法学部通信教育課程の振興に貢献することを目的として、中央大学通信教育部の施策への協力を行う。

2　本支部は、前項の趣旨を踏まえ、学習会への参加希望者の受入、入学案内及びパンフレットの配布等、中央大学法学部通信教育課程に対する市民の関心を喚起する活動を行うものとする。

3　前項の活動は、この規約の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

## 第3章　組織

（支部員）

**第28条**　本支部の支部員は、中央大学法学部通信教育課程に在籍する学生であって、本支部の目的に賛同し、本支部への入会の申込みを行い、理事又は参事が承諾した者とする。

2　支部員は、次の各号に掲げる権利を有する。

(1).　本支部の活動に積極的に参加すること

(2).　本支部の活動に関する自由な討議に参加し、提案し、又は意見を述べること

(3).　本支部の理事及び監事を選出し、又はこれらの者に選出されること

3　支部員は、次の各号に掲げる義務を有する。

(1).　本支部の活動に積極的に参加すること

(2).　本支部の活動の参加費を納めること

(3).　本支部の規約及び内規を遵守し、違反する事実を発見したときは、理事会に報告すること

4　支部員は、理事に退会の届出を行うことによって、本支部を退会することができる。

5　支部員は、中央大学法学部通信教育課程から中央大学通信教育部学則第22条第1項第3号以外の規定に基づき強制的に除籍されたとき、本支部から除名されたとき又は前年度の支部員であって第64条第4項に規定する継続手続をとらないときは、当然に支部員の資格を失う。

6　本支部は、次の各号の一に該当する支部員について、総会の決議によって、除名することができる。この場合においては、当該支部員に弁明の機会を付与しなければならない。

(1).　第6条第1項各号の一に該当し、その情状が極めて悪質と認められる支部員

(2).　本条第3項に規定する義務に違反し、その情状が極めて悪質と認められる支部員

(3).　その他、三役が除名を相当と認める重大な非行のあった支部員

7　三役は、前項に準ずる支部員について、3月以上1年以下の期間を定めて、支部員の資格を停止することができる。この場合においては、当該支部員に弁明の機会を付与しなければならない。

（賛助支部員）

**第 29 条**　本支部の賛助支部員は、中央大学法学部通信教育課程に在籍する学生以外の者であって、本支部の目的に賛同し、本支部への入会の申込みを行い、理事又は参事が特別に承諾した者とする。

**2**　賛助支部員には、支部員に係る前章及び前条第 2 項乃至第 7 項の規定を準用する。この場合において、「支部員」とあるのは「賛助支部員」と読み替えるものとする。但し、賛助支部員は、総会の議決権を有しない。また、賛助支部員は、理事に選出されることはできない。

**3**　支部員は、卒業したとき、退学したとき又は中央大学法学部通信教育課程から中央大学通信教育部学則第 22 条第 1 項第 3 号の規定に基づき除籍されたときは、支部員の資格を失い、賛助支部員となる。但し、その者が役員であるときは、第 31 条第 6 項に規定する期間は、支部員と見做す。

**4**　賛助支部員は、支部員となる資格を得たときは、支部員となる。

（聴講生）

**第 30 条**　本支部の聴講生は、支部員及び賛助支部員以外の者であって、この規約及び内規の規定するところに従い、本支部の活動に参加する者とする。

（役員）

**第 31 条**　本支部に、次の各号に掲げる役員を置く。

**(1).**　理事　　2 人以上

**(2).**　参事　　1 人以上

**(3).**　監事　　1 人以上

**2**　何人も、不実のことを告げ、又は故意に事実を告げない等、不当な方法によって役員となることを勧奨してはならず、かつ、本人の意思に反して役員となることを強制してはならない。

**3**　役員は、法令、学則及びこの規約を遵守し、忠実にその任務を遂行しなければならない。

**4**　役員は、理事会の承認を受けることなく、本支部の活動と競合する活動をしてはならない。

**5**　役員は、辞任しようとするときは、三役のいずれかに辞任届を提出しなければならない。

**6**　役員の任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。但し、再任を妨げない。

（理事）

**第 32 条**　理事は、本支部を代表し、本支部の活動及び業務を執行する。

**2**　理事は、役員を 6 月以上継続している支部員の中から、総会の決議によって選任する。

**3**　理事は、他の学生会支部の役員を兼ねるときは、総会の承認を受けなければならない。

**4**　会長たる理事、支部長たる理事及び事務局長たる理事を以て、三役とする。

**5**　三役以外の理事は、副支部長とする。副支部長は、三役を補佐し、三役が不在のとき、事故があるとき又は欠けたときはその任務の全部又は一部を代行する。

**6**　三役は、理事の互選によって定める。但し、理事会の決議によって、三役の全部又は一部について、総会において選挙により選任するものとすることを妨げない。なお、三役は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が決定しないときは、その任務を継続して行うものとする。

**7**　前項但書の規定に基づき選挙を行う場合においては、候補者は、第 39 条第 3 項に規定する書類に、氏名、住所地の市区町村名、本支部における略歴（学習会参加回数を含む。）、第 24 条第 1 項

なお書における成績評価値、及びその他の参考となるべき事項を記載しなければならない。

**8**　　会長たる理事は、本支部を統轄する。

**9**　　会長たる理事は、本支部の活動及び業務を他に優先することができる者であって、第 24 条第 1 項なお書における成績評価値が 3.5 以上の者であり、かつ、人格が高潔で中央大学法学部通信教育課程に関する識見を有する者でなければならない。

**10**　　支部長たる理事は、本支部の活動及び業務を総理し、すべての役員を監督する。

**11**　　支部長たる理事は、本支部の活動及び業務を他に優先することができる者であって、人格が高潔で中央大学法学部通信教育課程に関する識見を有する者でなければならない。

（参事）

**第 33 条**　参事は、理事を補佐し、本支部の活動及び業務の執行を支援する。

**2**　　参事は、本支部の学習会、懇親会又は教員招請行事に 8 回以上参加している支部員又は賛助支部員の中から、理事会の決議によって選任する。

**3**　　参事は、他の学生会支部の役員を兼ねるときは、理事会の承認を受けなければならない。

（監事）

**第 34 条**　監事は、本支部の活動及び業務の執行並びに会計の状況を監査する。

**2**　　監事は、本支部の理事又は参事でない者の中から、総会の決議によって選任する。

**3**　　監事は、本支部の活動及び業務の執行並びに会計の状況について、法令、学則若しくはこの規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告しなければならない。

**4**　　監事は、理事又は参事が本支部の目的の範囲外の行為その他法令、学則若しくはこの規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該理事又は参事に対し、理事会を通じて、当該行為をやめることを請求することができる。

**5**　　業務監査担当監事は、本支部の活動及び業務の執行を監査する。

**6**　　会計監査担当監事は、本支部の会計の状況を監査する。

**7**　　業務監査担当監事及び会計監査担当監事は、監事の互選によって定める。

（協力員）

**第 35 条**　三役は、三役を経験した者に対し、協力員を委嘱することができる。

**2**　　協力員は、理事を補佐し、本支部の活動及び業務の執行を支援するほか、役員の諮問に答え、意見を述べることができる。

**3**　　協力員は、この規約に別段の定めがある場合を除き、参事に準ずる権利義務を有する。

（合議制機関）

**第 36 条**　本支部に、次の各号に掲げる合議制の機関を置く。

**(1).**　総会

**(2).**　理事会

（総会）

**第 37 条**　総会は、本支部の最高議決機関として、次の各号に掲げる事項を議決する。

**(1).**　活動報告の承認

**(2).**　収支決算の承認

**(3).**　活動方針の承認

**(4).**　収支予算の承認

**(5).**　規約の改正

**(6).**　理事及び監事の選任並びに理事が他の学生会支部の役員を兼ねることの承認

**(7).**　支部員の除名

**(8).**　他の学生会支部との合併又は提携、他の団体への加入又は脱退、及び本支部の分割又は解散

**(9).**　前各号に掲げるもののほか、理事又は監事が必要と認める事項

**2**　前項第 5 号及び第 8 号に掲げる事項の付議は、理事会の発議に基づくことを要する。

**3**　定時総会は、毎年度 1 回、1 月から 3 月までの間に招集する。

**4**　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に招集する。

**(1).**　理事が必要と認め、理事会の決議によって招集の請求をしたとき

**(2).**　支部員の 5 分の 1 以上が必要と認め、目的を記載した書面により招集の請求をしたとき

**(3).**　監事が第 34 条第 3 項に規定する報告のため必要と認め、招集の請求をしたとき

（総会の議決権）

**第 38 条**　総会の議決権は、当該総会の招集日が属する月の前々月末日における支部員が有する。但し、当該総会の時において支部員の資格を有しない者については、この限りでない。

（総会の招集）

**第 39 条**　総会は、会長たる理事が招集する。会長たる理事が不在のとき、事故があるとき又は欠けたときは、他の理事が招集する。

**2**　総会を招集する理事は、総会の日の 2 週間前までに、会議の日時、場所及び目的を記載した書面を以て、議決権を行使することができる支部員に対し、その通知を発しなければならない。

**3**　総会を招集する理事は、総会に出席しない支部員が、書面によって議決権を行使することができることとするときは、前項に規定する通知に際して、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び支部員が議決権を行使するための書面を交付しなければならない。

（総会の定足数）

**第 40 条**　総会は、議決権を行使することができる支部員の 3 分の 1 以上の出席がないときは、開会することができない。但し、議決権を行使するための書面を提出した支部員及び他の支部員を代理人とする旨の委任状を提出した支部員は、本条の規定の適用については、出席したものと見做す。

（総会の議長）

**第 41 条**　総会の議長は、会長たる理事が務める。会長たる理事が不在のときは、当該総会に出席した支部員の互選によって定める。

2　　総会の議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。総会の議長は、そのために必要な範囲において、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

（説明義務）

**第 42 条**　理事及び監事は、総会において支部員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。但し、その説明をすることにより支部員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（総会の決議）

**第 43 条**　総会の決議は、出席した議決権を行使することができる支部員の過半数を以て行う。但し、議決権を行使するための書面を提出した支部員及び他の支部員を代理人とする旨の委任状を提出した支部員は、本項の規定の適用については、出席した議決権を行使することができる支部員と見做す。

2　　総会の延期又は続行について決議があった場合には、第 39 条各項の規定は、適用しない。

（総会の議事録）

**第 44 条**　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

（理事会）

**第 45 条**　理事会は、本支部の最高執行機関として、本支部の活動及び業務に関する責任を負う。

2　　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1).　総会に付議すべき事項

(2).　総会において議決された事項の執行に関する事項

(3).　内規の制定及び改廃に関する事項

(4).　本支部の活動及び業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(5).　その他、この規約に理事会の決議によるべき旨の規定がある事項

3　　理事会は、すべての理事が参加するメーリングリストを用いて常時開催する。

4　　理事会の議長は、会長たる理事が務める。会長たる理事が不在のときは、支部長たる理事が務める。会長たる理事及び支部長たる理事が不在のときは、他の理事の互選によって定める。理事会の議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

5　　理事は、議案を提出し、議案に対する賛否、修正又は棄権の意思表示をすることができる。

6　　理事会の決議は、理事の過半数を以て行う。但し、第 33 条第 2 項に規定する理事会の決議及び第 37 条第 2 項に規定する理事会の発議は、理事の全員一致を以て行うことを要する。

7　　議案の提出から 72 時間を経過した時において、理事から対案の提出若しくは修正案の提出又は反対の意思表示がない場合は、当該議案が議決されたものと見做す。

8　　理事は、理事会の議長に対し、他の理事を代理人とする旨の委任状を提出することができる。

（理事会の議事録）

**第 46 条**　理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。なお、前条第 3 項に規定するメーリングリストにおいて送受信された電子メールの記録を以て議事録とすることができる。

（参事の理事会出席権）

**第 47 条**　参事は、理事会が必要と認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（監事の理事会傍聴義務）

**第 48 条**　監事は、理事会を傍聴し、必要と認めるときは、意見を述べなければならない。

（協力員の理事会出席権）

**第 49 条**　協力員は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（事務局）

**第 50 条**　本支部に、事務局を置く。

**2**　事務局は、次の各号に掲げる事務を処理する。

**(1).**　第 5 条第 1 項各号に掲げる本支部の活動への参加に関すること

**(2).**　第 5 条第 3 項に規定する本支部の情報基盤の利用に関すること

**(3).**　支部員の入退会の処理、名簿の管理及び個人情報保護に関すること

**(4).**　ハラスメントの相談に関すること

**(5).**　会計及び経理に関すること

**(6).**　金銭出納保管の事務に関すること

**(7).**　収支予算の作成及び公開に関すること

**(8).**　収支決算の作成及び公開に関すること

**(9).**　規約及び内規の案の起草に関すること

**(10).**　総会及び理事会の運営に関すること

**(11).**　情報セキュリティ、公式ウェブサイトの設計及び維持保守等、情報企画に関すること

**(12).**　通信教育部ウェブサイトの支部のページの更新等、広報に関すること

**(13).**　中央大学（通信教育部事務室を含む。）との協議又は調整に関すること

**(14).**　他の学生会支部及び他の団体（他の学生団体を含む。）との協議又は調整に関すること

**(15).**　学員会（支部及びその分会を含む。）との協議又は調整に関すること

**(16).**　文書の収受、発送及び保管並びに日常的な物品及び備品の購入等庶務に関すること

**(17).**　その他、本支部の活動及び業務に関する一切の事務

**3**　本支部は、理事会の決議によって、前項各号に掲げる事務の処理の全部又は一部を中央大学通信教育部事務室に委任することができる。

**4**　事務局の会議は、事務局長たる理事、事務局次長、会計監査担当監事及び事務局長たる理事が必要と認める者が参加するメーリングリストを用いて常時開催する。

（事務局長）

**第 51 条**　事務局長たる理事は、会計を含む事務を統轄し、本支部の活動及び業務を執行する。

**2**　事務局長たる理事は、第 32 条第 6 項の規定に従い、これを定める。

**3**　事務局長たる理事は、会長たる理事及び支部長たる理事を兼ねることができない。

（事務局次長）

**第 52 条**　事務局次長は、事務局長たる理事を補佐し、事務局の所掌事務を分掌する。

**2**　事務局次長は、事務局長たる理事が理事又は参事の中から指名する。

## 第 4 章　会計

（会計年度）

**第 53 条**　本支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

**2**　年度末において剰余金が生じたときは、その全部を翌年度へ繰り越すものとする。

**3**　前項に基づく次期繰越金の額は、助成金収入の総額を超えてはならない。

（経費の支弁方法）

**第 54 条**　本支部の経費は、次の各号に掲げる収入を以て充てるものとする。

**(1).**　支部員年会費及び賛助支部員年会費

**(2).**　聴講生聴講費

**(3).**　寄附金及び広告料

**(4).**　助成金

**(5).**　教員招請行事参加費

**(6).**　その他の収入金

（会計の区分）

**第 55 条**　本支部の会計は、一般会計及び特別会計とする。

**2**　特別会計は、本支部が特定の活動を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、理事会の決議を以て、設置するものとする。

（収入支出）

**第 56 条**　本支部の収入支出は、すべて、収支予算に編入するものとする。

（予算）

**第 57 条**　三役は、収支予算に関する書類を共同して作成し、理事会及び総会の承認を経た後、これを公開しなければならない。

**2**　三役は、会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、収支予算成立の日まで、前年度の収支予算に準じて収入支出することができる。

**3**　三役は、予見し難い予算の不足等に充てるため、予備費として相当と認める金額を収支予算に計上することができる。

**4**　収支予算における次期繰越金の額は、当該収支予算における助成金収入の総額の 2 分の 1 の額を超えてはならない。

**5**　第 67 条第 3 項の規定に基づき設置する特別会計については、前項の規定は、適用しない。

（決算）

**第 58 条**　三役は、収支決算に関する書類を共同して作成し、その貸借対照表及び損益計算書について会計監査担当監事の監査を受けなければならない。

**2**　前項に規定する書類は、理事会の承認を経た後、これを公開しなければならない。

**3**　三役は、収支決算に関する報告を中央大学通信教育部に対して行うときは、前各項に規定する書類を添付しなければならない。

（金銭出納）

**第 59 条**　事務局長たる理事は、適切かつ確実に金銭出納保管の事務を行わなければならない。

**2**　本支部の支出は、緊急やむを得ない場合を除き、すべて、理事会の決議によって行うものとする。但し、定常的支出については、この限りでない。

**3**　事務局長たる理事は、本支部の活動において収入又は支出があった場合は、会計帳簿に記帳し、証票の存在及び内容並びに現金の残高を確認し、速やかに理事会に報告しなければならない。

**4**　理事又は参事は、本支部の経費の支出を立て替えることができる。この場合において、事務局長たる理事は、原則として、支出に係る証票と引換えに、これを精算しなければならない。

**4 の 2**　理事又は参事は、支部員年会費、賛助支部員年会費、聴講生聴講費その他の本支部の活動の参加費として金銭の納入を受ける場合であって、対面による現金の収受ができないとき、又はその事務を円滑かつ迅速に行ううえで必要となるときは、本支部に代わって、自らが利用する送金の方法（個人間送金の方法を含む。）により行うことができる。

**4 の 3**　理事又は参事は、支部員年会費、賛助支部員年会費、聴講生聴講費その他の本支部の活動の参加費として金銭の納入を受けたときは、原則として、本支部に現金を納付しなければならない。

**5**　理事又は参事は、理事会の決議によって、本支部に現金を貸付することができる。

**6**　事務局長たる理事は、前各項に規定する事務を行うために必要な範囲において、その事務の一部を、他の理事又は参事に委任することができる。この場合において、事務局長たる理事は、業務の適正を確保するための体制を維持し、適正な執行を担保するため、必要な措置を講じなければならない。

（会計処理）

**第 60 条**　本支部の会計処理は、複式簿記によるものとし、発生主義の原則に基づくものとする。

（会計書類の保存）

**第 61 条**　本支部の会計帳簿、証票、収支予算に関する書類、収支決算に関する書類その他一切の会計書類は、会計帳簿の閉鎖の時から 5 年間、保存しなければならない。

（領収証の交付義務）

**第 62 条**　理事又は参事は、支部員年会費、賛助支部員年会費、聴講生聴講費その他の本支部の活動の参加費として金銭の納入を受けたときは、原則として、領収証を交付しなければならない。

（不還付の原則）

**第 63 条**　既に納入を受けた支部員年会費、賛助支部員年会費、聴講生聴講費その他の本支部の活動の

参加費は、原則として、還付しない。但し、内規で規定する場合においては、この限りでない。

（支部員年会費）

**第 64 条**　本支部の支部員年会費は、支部員 1 人 1 会計年度について、3,000 円とする。但し、毎年度 10 月以降に入会した支部員については、当該会計年度に係る支部員年会費は、1,500 円とする。

**2**　理事又は参事は、同一年度内に聴講生聴講費を納入した者が入会の申込みを行った場合は、その金額の総額を限度として前各項の規定に基づき納入すべき支部員年会費を減免することができる。

**3**　理事又は参事は、支部員年会費の納入を受けたときは、速やかに支部員証を発行しなければならない。但し、既に支部員証を保有している者に対しては、この限りでない。

**4**　前年度から継続して入会している支部員は、毎年度最初に参加する学習会の日又は当年 6 月 30 日のいずれか早い日までに、継続の申込みを行い、支部員年会費を納入しなければならない。

**5**　理事又は参事は、前項に規定する継続手続を前年 12 月から受け付けることができる。この場合において、前年 12 月から当年 3 月までの間に受け付けた支部員年会費は、前受金とする。

（賛助支部員年会費）

**第 65 条**　本支部の賛助支部員年会費には、前条の規定を準用する。この場合において、「支部員」とあるのは「賛助支部員」と読み替えるものとする。

（聴講生聴講費）

**第 66 条**　本支部の聴講生聴講費は、聴講生 1 人 1 回の学習会への参加ごとに、500 円とする。

**2**　理事は、次の各号の一に該当する者について、聴講生聴講費を減免することができる。

**(1).**　学習会講師

**(2).**　学習会講師が指定した者

**(3).**　中央大学法学部通信教育課程に関係する教職員

**(4).**　中央大学法学部通信教育課程に関係する教職員が指定した者

**(5).**　その他、理事会の決議によって指定する者

（寄附金及び広告料）

**第 67 条**　本支部は、支部員、賛助支部員、聴講生その他本支部の目的に賛同する一切の者から寄附金を受入れることができる。但し、次の各号の一に該当するものについては、この限りではない。

**(1).**　営業上若しくは宗教上の勧誘行為等に関連するもの、又は関連するおそれのあるもの

**(2).**　公職選挙法上の選挙運動等に関連するもの、又は関連するおそれのあるもの

**(3).**　寄附金によって取得した財産を寄附者に譲与する旨の条件が付されているもの

**(4).**　寄附金の使用について寄附者が会計検査を行う旨の条件が付されているもの

**(5).**　寄附金の全部又は一部を寄附者が取消すことができる旨の条件が付されているもの

**(6).**　寄附金を受入れることによって財政負担が伴うもの

**(7).**　本支部への便宜供与を求めるおそれのあるもの

**(8).**　その他、理事が不適切と認めるもの

**2**　本支部は、支部員、賛助支部員、聴講生その他本支部の目的に賛同する一切の者から広告料

を受入れ、本支部が発行する印刷物、又は本支部が管理する公式ウェブサイトに広告を掲載することができる。但し、次の各号の一に該当するものについては、この限りではない。

(1). 法令等に違反するもの、又は違反するおそれのあるもの

(2). 公序良俗に反するもの、又は反するおそれのあるもの

(3). 公職選挙法上の選挙運動等に関連するもの、又は関連するおそれのあるもの

(4). 宗教上の勧誘行為等に関連するもの、又は関連するおそれのあるもの

(5). 美観風致を害するもの、又は害するおそれのあるもの

(6). その他、理事が不適切と認めるもの

3　寄附金及び広告料は、本支部の会計に繰り入れ、本支部の経費に充てるものとする。

4　三役は、収支予算における助成金収入の総額の 6 分の 1 の額を超える寄附金及び広告料を受入れる場合、第 55 条第 2 項の規定に基づき、特別会計を設置することができる。

5　この規約に規定するほか、寄附金及び広告料に関し必要な事項については、内規で定める。

## 第 5 章　雑則

（規約に定めのない事項）

**第 68 条**　この規約に定めのない事項が生じたときは、理事会の決議によって処理できるものとする。

## 附則

**第 1 条**　この規約は、総会における改正の決議の日から起算して 3 月を超えない範囲内において理事会の決議によって定める日から施行する。